

「2026 年度版イクちゃん子育てガイド製作業務」委託契約書（案）

公益財団法人ひろしまこども夢財団を甲とし、を乙として、甲と乙は、次のとおり
委託契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

- （1）事業名 2026 年度版イクちゃん子育てガイド製作業務
- （2）業務内容 「2026 年度版イクちゃん子育てガイド製作業務」仕様書のとおり
- （3）委託期間 契約の日から令和8年3月19日まで
- （4）履行期限 令和8年3月19日

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（委託料）

第3条 甲は、金円（取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。適
用税率 10% 対象、税抜額円、消費税額円）の範囲内で委託業務の実施に
要する費用（以下「委託料」という。）を乙に支払うものとする。

（再委託などの禁止）

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

（完了検査）

第5条 乙は、2026 年度版イクちゃん子育てガイドの製作が完了したときは、速やかに甲の検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から補正を命ぜられたときは、乙の負担においてこれを補正するものとする。

3 乙は、成果品が甲の検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を甲に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、第3条に定める委託料を甲に請求するものとする。

2 甲は、当該請求書の提出を受けた日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。甲が支払期限までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払う日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1）乙が、この契約に違反したとき。
- （2）乙が、第1条に定める委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- （3）委託業務の実施につき、乙に不正の行為があったとき。
- （4）乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

2 乙は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約が解除された場合には、第3条に定める委託料の 10 分の 1 に相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、自己の帰すべき理由によりこの契約が解除された場合において、既に委託料の支払を受けているときは、甲の指示する期日までに、甲が当該解除に係る部分に相当する委託料とし

て定める額（以下「返還金額」という。）を甲に返還するとともに、支払を受けた日から返還した日までの日数に応じ、返還金額につき年 2.5 パーセント（算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率がこの率と異なる場合は、支払い遅延防止法の率）の割合で算定した金額を利息として甲に支払うものとする。

第 7 条の 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合であつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 7 条の 3 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 乙が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合、（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第 8 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等からの不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により第1条に定める委託期間内に委託業務を完了しない場合は、遅延日数に応じ、甲が委託契約の未履行部分に相当する委託料として定める額につき年14.5パーセントの割合で算定した金額を損害賠償金として甲に支払うものとする。

(天災などによる履行不能)

第10条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(実地調査など)

第13条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(損害の負担)

第14条 乙が、委託業務を実施するに際して、自己の責めにより甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が、その損害を負担する。

(著作権)

第15条 乙が、委託業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

(関係書類の整備)

第16条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和13年3月31日まで保存するものとする。

(疑義の解決)

第17条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 広島市中区基町10番52号
公益財団法人ひろしまこども夢財団
理事長 藤原久美子
(登録番号 T2-2400-0500-0993)

乙

個 人 情 報 取 扱 特 記 事 項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他乙が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の再委託)

第9 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第10 乙は、甲の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(取扱状況の報告及び調査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況

を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第14 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。